

山梨県公報

号外第二号

令和五年

一月十二日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第一号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第二号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第三号の公布公告……………一

選挙管理委員会

●山梨県選挙管理委員会告示第一号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和五年一月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一三、六八三

●山梨県選挙管理委員会告示第二号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和五年一月十二日

山梨県選挙管理委員会

山梨県公報号外 第二号 令和五年一月十二日

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和五年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一八〇、六八六

●山梨県選挙管理委員会告示第三号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和五年一月十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和五年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、〇二八
中巨摩郡	五、四五五
南都留郡	一二、九三五
甲府市	五一、六一二
富士吉田市	一三、四四〇
都留市・西桂町	九、四八二
山梨市	九、五八六
大月市	六、六四三
斐崎市	八、〇八五
南アルプス市	一九、七六五
北杜市	一三、三五六
甲斐市	二〇、九五四
笛吹市	一九、〇二二
上野原市・北都留郡	六、八四四
甲州市	八、六七七
中央市	八、一六〇